

# 重要事項説明書（介護予防訪問リハビリテーション）

## 1. 事業所表示

事業所名	石橋内科広畠センチュリー病院
事業所番号	2814008740
所在地	〒671-1116 姫路市広畠区正門通4丁目2-1 TEL 050-3645-1580 FAX 079-230-0080
開設年月日	平成12年6月1日

法人	種別	医療法人
	所轄庁	姫路市
開設者	名称	いりょうほうじんしやだん いしばしな い か 医療法人社団 石橋内科
	所在地	〒671-1121 姫路市広畠区東新町1丁目29番地 TEL 050-3613-2176 FAX 079-237-3331
	設立年月日	平成3年3月

## 2. 事業所の概要

石橋内科広畠センチュリー病院			
建物構造	鉄骨・コンクリート 5階建て 1階部		
営業時間 09:00～18:00	営業日	月～土	祝日含む (12/31～ 1/2 休み)
事業所実施地域	広畠区 大津区 飾磨区 網干区 勝原区 余部区 荒川・青山小学校区 捩保郡太子 たつの市御津町 上記、通常送迎実施区域外の送迎は、上記、通常送迎実施区域外の送迎は、要相談いたします。		

## 3. 職員の配置状況

職種	人數
医師	常勤 1名
理学療法士	
又は	
作業療法士	常勤 1名以上
又は	
言語聴覚士	

## 4. 事業の目的及び運営方針

### 事業目的

当事業は介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性を踏まえ、個別機能訓練その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図る事を目的とします。

### 運営方針

- ① 居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援致します
- ② 適切な保険医療・福祉サービスを利用者が選択し、総合的かつ効率的に提供されるよう支援致します。
- ③ 利用者の立場に立ち、常に公平中立なサービスが提供できるよう支援致

します。

- ④ 運営にあたっては、他事業との連携に努めます。

## 5. サービス内容と料金

(平成30年4月現在 なお、介護保険サービス利用料金が改定になった場合にはそれに準じます)

サービスの概要

- ① 健康管理
- ② 介護指導
- ③ リハビリテーション
- ④ 褥瘡（床ずれ）予防
- ⑤ 環境調整

## 介護予防給付

### 〈基本料金〉

基本部分	単位	自己負担 (1割負担)	自己負担 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき）	20分 298単位	303円	606円	909円
	40分 596単位	606円	1,212円	1,818円
	60分 894単位	909円	1,818円	2,727円

※基本料金については、前年度4月1日～3月31日の一月当たり平均利用人数による

加算料金	加算内容	単位	自己負担 (1割負担)	自己負担 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
	退院時共同指導加算	1回につき 600単位	610円	1220円	1,830円
	口腔連携強化加算	1月につき 50単位	50円	101円	152円
	短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき 200単位	203円	406円	610円
	事業所医師がリハビリテーションを計画の作成に係る診察を行わなかった場合	1回につき -50単位	-50円	-101円	-152円
	サービス提供体制加算 (I)	1回につき 6単位	6円	12円	18円

- ① 介護保険の適用として訪問リハビリテーションのサービスを受けた場合、利用料の1割～3割が自己負担となります。  
お支払い方法は、ゆうちょ銀行による自動払込み、または石橋内科、広畠センチュリー病院受付での直接支払い（請求月の25日）
- ② 償還払いでのサービスを受けた場合は、一旦利用料の全額を支払い頂きます。  
この場合、サービス提供証明書を事業所は交付します。

### ③ キャンセル料

前日 無料（前日午後5時までに連絡）

当日 1,000円

連絡無し 2,000円

但し、緊急時の入院・施設入所は除きます。

④ 事業所は利用者に対し、毎月中旬までに前月のサービス提供内容に対する利用費請求書を作成します。

⑤ 支払期限は、自動払込みの場合は請求書送付月の25日、受付への持参の場合は、請求書発行月の25日となっております。

### 6. サービス利用を終了する場合

契約期間満了の14日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は要介護認定期間と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

下記の場合には、契約終了となります。

① ご契約者が死亡した場合

② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービス提供ができないとなった場合

④ 契約者からの解約申し出があった場合

⑤ 事業所から解約の申し出があった場合（契約書第16条参照）

### 7. 事業所の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命・身体・生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。

① サービス提供時のご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。

② 非常災害に備えるため、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。

③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス提供の完結後、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧ができ、実費を払って複写物を交付します。

④ ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為は行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。

⑤ 高齢者虐待防止について

研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

虐待発見した場合は速やかに市町村へ報告します。

虐待防止に関する担当者を置き、月に1度以上委員会を開催し、対応をしていき指針を整備します。

年に2回以上研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やその恐れのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

⑥ ご契約者へのサービス提供時において、病状の急変が生じた場合、速やかに主治医

又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な処置を講じます。

家族への連絡は緊急連絡先をもとに連絡することとします。

⑦ 従業員はサービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。(守秘義務)

## 8. 損害賠償

- ① 当事業所は契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。
- ② 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
- ③ 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者がサービスの実施にあたっての必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ⑤ 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ⑥ 契約者が、事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

## 9. 利用制限等留意事項

下記の場合にはサービスの利用について制限を行う場合があります。

- ① 利用者が感染症を有し、他の利用者に重大な影響を与える恐れがある場合
- ② 利用者及び家族による事業所及びサービス従事者に対する暴力行為（身体的・言語的を含む）・セクシャルハラスメント行為がみられ、集団行動に明らかに支障がある場合。
- ③ 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、事業所からの催告によってもこれが支払われない場合。
- ④ 利用者による事業所及びサービス従事者に対して悪影響があると判断される場合（金銭の貸し借り・販売行為・宗教の布教行為等、社会的常識から逸脱した行為）。

## 10. 緊急時の対応

利用者の主治医または協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先に連絡します。

以上のこととは「同意書」をもって承諾を得たものとします。

## 11. 非常・災害時・法人研修時の対応

警報発令時は事業業務を停止とする場合があります。

又、積雪時・道路事情により訪問時間の確約ができないこともあります。

法人研修時等においても事業業務を停止する場合があります。

## 12. 業務継続計画の策定など

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援等サービスの提供を継続的に実施、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 苦情相談窓口

ご相談窓口	
石橋内科広畠センチュリー病院 苦情相談窓口	ご利用日：平日 9:00～18:00 ご利用方法：TEL 050-3645-1580 担当：梶 祐真
医療法人社団 石橋内科 広畠センチュリー病院 苦情相談窓口	ご利用日：平日 9:00～18:00 ご利用方法：TEL (079) 230-4800 担当：吉田 知世
姫路市介護保険課	ご利用日：平日 8:35～17:20 ご利用方法：TEL (079) 221-2449
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	ご利用日：平日 9:00～17:15 ご利用方法：TEL (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650